

長 建 協 発 第 9 3 号
平成 2 6 年 5 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

平成 2 6 年度電波利用環境保護に係る広報について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年における電波利用は、テレビ・ラジオや携帯電話などの身近なものから、航空機、船舶、警察、消防・救急等の人命財産に関わるものまで、社会のいたるところで使用されております。

しかしながら、不法に開設された無線局等によるテレビやラジオへの受信障害、携帯電話への通話妨害、さらに、警察や消防・救急など人命財産に関わる重要な無線通信に対する妨害などの深刻な事案が多数発生しており、また、最近インターネットを通じた安易な無線機器の販売・入手が広がりつつあり、違法性の認識のない人が電波法違反の当事者になってしまうといった問題も顕在化しております。

こうした状況から、総務省九州総合通信局では良好な電波を効率良く利用できる電波利用環境を整備するため各種施策を展開しており、今年度におきましても「私たちの生活の安心・安全を脅かす不法電波をシャットアウト！！」をキャッチフレーズに広報活動をより一層積極的に行うこととしております。

つきましては、標記について、別紙のとおり同局より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。